

資料 2

国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 2 次調査について

- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 2 次調査報告書（概要）・・・ 1
- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 2 次調査結果の概要・・・ 2
- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 2 次調査報告書・・・ 4
- 国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する
第 2 次調査報告書に至る経過及び今後の進め方・・・ 18
- 国民年金保険料の免除制度の概要について・・・ 19
- 免除申請処理の流れ・・・ 37
- 免除等の不適正な事務処理の典型例・・・ 39

(照会先)
 社会保険庁
 運営部年金保険課 寺本・阿蘇
 TEL(代)03(5253)1111 (内線)3643・3642

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する 第2次調査報告書(概要)

平成18年6月13日 社会保険庁

- 標記については、5月27日(土)に緊急の全国社会保険事務局長会議を開催して調査した結果を、5月29日(月)に第1次調査報告書として公表した。
- 緊急に実施した第1次調査の報告後も、事務所等から追加の報告があったことや、6月9日(金)から行っている申請書の全件調査及び不適正事案の詳細調査に先だって、あらかじめ精査するため、全国の社会保険事務局長、社会保険事務所長から、6月8日(木)を期限に、再度の確認書を提出させた結果を、本日、第2次調査報告書として公表。
- 今後、全件調査及び詳細調査の結果については、まとまった段階で公表。

1. 第1次調査報告書で公表した類型の不適正処理

	第1次調査報告	第2次調査報告
全国312事務所のうち、下記の不適正処理のあった事務所	100事務所	110事務所※
うち(1)の類型のもの	44事務所	59事務所
全国47事務局のうち、下記の不適正処理のあった事務所を管轄する事務局	26事務局	29事務局※
うち(1)の類型のもの	10事務局	20事務局
不適正処理の件数 ((1)+(2)) (注) 事後に本人の申請書を受理したものを含む。	113,975件	193,136件
(1) 申請意思を確認しないまま承認	①承認通知が「有り」	101,606件
	②承認通知が「無し」	60,553件
(2) 電話等により意思確認を行って承認	①代行意思確認の記録「無し」	22,173件
	②代行意思確認の記録「有り」	8,804件

※上記の不適正処理が、新たに判明した事務所

10事務所： 苫小牧(北海道)、石巻(宮城)、所沢(埼玉)、幕張(千葉)、日本橋、八王子(東京)、浜田(島根)、新居浜(愛媛)、武雄(佐賀)、コザ(沖縄)

※上記の不適正処理が、管轄事務所で新たに判明した事務局

3事務局： 北海道、宮城、島根

2. その他の不適正処理

(A) 職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの (件数は、上記(1)又は(2)に含まれる。)	2事務所 22件
(B) 全額免除、半額免除又は猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの	91事務所 15,875件
(C) 外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、申請書なしに免除の処理をしたもの	4事務所 125件

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第2次調査結果の概要

1. 第1次報告書で公表した類型の不適正処理（同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある）

- 全国312の社会保険事務所のうち、下記の不適正処理のあった事務所： 110事務所
- 全国47の社会保険事務局のうち、下記の不適正処理のあった事務所を管轄する事務局： 29事務局
- 不適正処理の件数： 193, 136件（不適正な処理の後に、本人からの申請書の提出があったものを含む）

不適正処理の内容、事務所数等	事務手続上の問題点	今後の対応
<p>(1) 個々人の申請意思を確認しないまま承認手続を行ったもの</p> <p>20事務局 59事務所 162, 159件</p>	<p>① 本人に免除等承認の通知をした</p> <p>11事務局 36事務所 101, 606件</p> <p>② 本人に免除等承認の通知をしていない</p> <p>16事務局 38事務所 60, 553件</p>	<p>国民年金法に違反する行為であり無効</p> <p>・ 取消処理</p> <p>・ 本人に対して個別に経緯の説明と謝罪</p> <p>・ 改めて申請書を提出していただく</p>
<p>(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの</p> <p>22事務局 85事務所 30, 977件</p>	<p>① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が記録として残されていない</p> <p>20事務局 72事務所 22, 173件</p> <p>② ①の各事項が記録として残されている</p> <p>16事務局 47事務所 8, 804件</p>	<p>課長通知に定める手続に違反</p> <p>（課長通知により申請書の様式が定められており、署名又は記名押印が必要とされている。）</p> <p>課長通知の手続に違反する点は、(2)①と同様。しかし、年金番号等による本人確認、基礎年金番号の確認、申請意思の確認、申請書の代筆に係る同意、申請書によって行われ、その旨の記録が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確</p> <p>・ 改めて申請書を提出していただく</p> <p>※ 本人から改めて申請するに当たっては、本人の住所、氏名、生年月日、職業、収入、世帯状況等について、本人の届出事項と一致しない場合は、本人の届出事項と一致しない理由を説明し、改めて申請していただく。</p> <p>・ 申請書の提出が無い場合は、承認を取消</p>

2. その他の不適正処理

不適正処理の内容	事務所数等	事務手続上の問題点	今後の対応
(A) 職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの (件数は、1(1)又は(2)に含まれる。)	2事務局 2事務所 22件	課長通知に定める手続に違反	<ul style="list-style-type: none"> ・改めて申請書を提出していただく ・申請書の提出が無い場合は、承認を取消
(B) 全額免除、半額免除又は猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの	26事務局 91事務所 15,875件	申請書の審査希望項目の補正手続を行う上での不備があった事案	<ul style="list-style-type: none"> ・改めて申請者個々人に意思確認をした上で、異なる取扱いを希望する方には、承認内容を修正
(C) 前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの	3事務局 4事務所 125件	国民年金法に違反する行為であり、無効	<ul style="list-style-type: none"> ・取消処理

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する 第2次調査報告書

平成18年6月13日
社 会 保 険 庁

- 社会保険庁では、国民年金保険料の免除及び猶予に係る事務処理について、5月27日(土)に緊急の全国社会保険事務局長会議を開催して調査した結果を、5月29日(月)に第1次調査報告書として公表した。
- 緊急に実施した第1次調査の報告後も、事務局・事務所から追加の報告があったことや、また、6月9日(金)から、本庁職員及び全国の社会保険監察官により、平成17年度の免除等の申請書の全件調査を行うとともに、不適正事案の詳細調査を行うこととしたことから、それに先だって、あらかじめ精査するため、全国の社会保険事務局長及び社会保険事務所長に対し、6月8日(木)までに、再度の調査を行って確認書を提出することを求めたところであり、その結果をとりまとめ、本日、第2次調査報告書として公表する。
- 今後、6月9日からの全件調査及び詳細調査の結果については、まとまった段階で公表する。

I. 第1次調査報告書で公表した類型の不適正処理

1. 該当事務所数、該当事務所を管轄する事務局数

不適正な処理を行った事務所数は、10事務所増加した。

法律に違反する第1次調査報告書の(1)の類型は、44事務所から59事務所に増加した。

	第1次調査報告	第2次調査報告
全国312社会保険事務所のうち、不適正処理のあった事務所数	100事務所	110事務所
うち(1)の類型のもの	44事務所	59事務所
全国47社会保険事務局のうち、不適正処理のあった事務所を管轄する事務局数	26事務局	29事務局
うち(1)の類型のもの	10事務局	20事務局

<新たに不適正な処理の申告があった事務所>

	[類型]	[件数]
10事務所： 苫小牧事務所(北海道)	(1) ②	326件
石巻事務所(宮城)	(1) ②	351件
所沢事務所(埼玉)	(1) ②	1,926件
幕張事務所(千葉)	(1) ②	167件
日本橋事務所(東京)	(2) ①	9件
八王子事務所(東京)	(2) ①	39件
浜田事務所(島根)	(1) ①	4件
新居浜事務所(愛媛)	(1) ②	7件
武雄事務所(佐賀)	(2) ①②	393件
コザ事務所(沖縄)	(2) ①	1,940件

<不適正処理が、管轄事務所で新たに判明した事務局>

3事務局： 北海道、宮城、島根

2. 不適正処理の類型別の件数

類型別の件数を集計したところ、次のとおり。

不適正処理の類型		件数 ※
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	101,606件 (52.6%)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	60,553件 (31.4%)
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	22,173件 (11.5%)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	8,804件 (4.6%)
合 計		193,136件

※上記の件数には、いったん不適正な処理を行ったが、事後に本人の申請書を受理できたものも含まれている。

(第1次調査報告書の(2)③の類型は、精査の結果、該当事務所で本人からの申請書を受理していないものがあることが判明したため、該当が無くなった。)

※(1)と(2)の合計件数は、第1次調査報告書で113,975件であったものが、79,161件増加して、193,136件となった。

3. 類型別の事務局別事務所数

※同一の事務局が複数の項目に該当している場合がある

※アンダーラインは、第1次調査報告書からの変更点

類 型		事務局名 (該当事務所数/管轄事務所数)
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの 20事務局 59事務所	① 本人に免除等承認の通知をしたもの 11事務局 36事務所	東京(2/30)、岐阜(1/6)、静岡(5/9)、三重(5/5)、京都(4/6)、大阪(12/21)、島根(1/3)、愛媛(1/5)、長崎(2/4)、鹿児島(1/6)、沖縄(2/6)
	② 本人に免除等承認の通知をしていないもの 16事務局 38事務所	北海道(1/16)、青森(2/4)、宮城(1/6)、秋田(1/4)、埼玉(5/7)、千葉(1/6)、新潟(1/8)、静岡(2/9)、三重(4/5)、京都(5/6)、大阪(6/21)、兵庫(1/10)、奈良(1/3)、愛媛(4/5)、長崎(1/4)、沖縄(2/6)
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの 22事務局 85事務所	① 申請の意思確認や申請書の代筆に係る同意等が、事蹟(記録)として残されていないもの 20事務局 72事務所	青森(2/4)、茨城(5/5)、群馬(1/5)、埼玉(4/7)、千葉(3/6)、東京(3/30)、新潟(1/8)、長野(2/7)、岐阜(1/6)、静岡(4/9)、愛知(8/16)、滋賀(3/3)、京都(2/6)、大阪(17/21)、奈良(1/3)、愛媛(4/5)、高知(4/4)、佐賀(2/3)、熊本(1/5)、沖縄(4/6)
	② ①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの 16事務局 47事務所	福島(1/6)、茨城(5/5)、群馬(1/5)、埼玉(3/7)、千葉(3/6)、新潟(3/8)、岐阜(2/6)、愛知(6/16)、滋賀(3/3)、大阪(1/21)、兵庫(4/10)、奈良(1/3)、愛媛(4/5)、高知(4/4)、佐賀(2/3)、熊本(4/5)
管内の全ての事務局において、(1)及び(2)のいずれにも該当がない事務局 18事務局		岩手、山形、栃木、神奈川、富山、石川、福井、山梨、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎

Ⅱ. その他の不適正処理

以下の新たな不適正処理の事案が明らかとなった。

不適正処理の内容	事務局名(該当事務所数/管轄事務局数)	事務手続上の問題点及び今後の対応
<p>(A)職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの</p> <p>2事務局 2事務所 22件</p> <p>(件数は、I(1)又は(2)に含まれる。)</p>	<p>群馬(1/5)、 愛媛(1/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長通知に定める手続に違反 ・ 改めて申請書を提出していただく ・ 申請書の提出が無い場合は、承認を取消
<p>(B)全額免除、半額免除又は猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの</p> <p>26事務局 91事務所 15,875件</p>	<p>北海道(9/16)、 岩手(2/5)、 宮城(5/6)、 埼玉(2/7)、 千葉(6/6)、 東京(14/30)、 神奈川(1/13)、 新潟(1/8)、 福井(2/3)、 岐阜(2/6)、 静岡(1/9)、 愛知(4/16)、 三重(5/5)、 滋賀(1/3)、 大阪(8/21)、 和歌山(1/3)、 岡山(3/6)、 広島(3/8)、 愛媛(2/5)、 高知(1/4)、 福岡(4/11)、 佐賀(2/3)、 長崎(1/4)、 熊本(2/5)、 鹿児島(6/6)、 沖縄(3/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書の審査希望項目の補正を行う上での不備があった事案 ・ 今後、改めて申請者個々人に意思確認をした上で、異なる取扱いを希望する方には、承認を修正
<p>(C)前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの</p> <p>3事務局 4事務所 125件</p>	<p>千葉(2/6)、 福井(1/3)、 島根(1/3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金法に違反する行為であり無効 ・ 取消処理を行う

免除等の事務処理の類型別の事務所数

(別添1)

都道府県	事務所数	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		(1)又は(2)の該当がある事務所数	(1)、(2)のいずれにも該当がない事務所数
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る		
全 国	312	36	38	72	47	110	202
1 北海道	16		1			1	15
2 青森	4		2	2		2	2
3 岩手	5						5
4 宮城	6		1			1	5
5 秋田	4		1			1	3
6 山形	5						5
7 福島	6				1	1	5
8 茨城	5			5	5	5	0
9 栃木	5						5
10 群馬	5			1	1	1	4
11 埼玉	7		5	4	3	6	1
12 千葉	6		1	3	3	4	2
13 東京	30	2		3		4	26
14 神奈川	13						13
15 新潟	8		1	1	3	3	5
16 富山	4						4
17 石川	4						4
18 福井	3						3
19 山梨	3						3
20 長野	7			2		2	5
21 岐阜	6	1		1	2	3	3
22 静岡	9	5	2	4		6	3
23 愛知	16			8	6	9	7
24 三重	5	5	4			5	0
25 滋賀	3			3	3	3	0
26 京都	6	4	5	2		5	1
27 大阪	21	12	6	17	1	19	2
28 兵庫	10		1		4	4	6
29 奈良	3		1	1	1	1	2
30 和歌山	3						3
31 鳥取	3						3
32 島根	3	1				1	2
33 岡山	6						6
34 広島	8						8
35 山口	6						6
36 徳島	3						3
37 香川	3						3
38 愛媛	5	1	4	4	4	5	0
39 高知	4			4	4	4	0
40 福岡	11						11
41 佐賀	3			2	2	2	1
42 長崎	4	2	1			2	2
43 熊本	5			1	4	4	1
44 大分	4						4
45 宮崎	4						4
46 鹿児島	6	1				1	5
47 沖縄	6	2	2	4		5	1

免除等の事務処理の類型別の件数

(別添2)

都道府県	免除等の 処理件数	(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		合 計
		① 承認通知が 有る	② 承認通知が 無い	① 代行意思確 認事蹟が無い	② 代行意思確 認事蹟が有る	
全 国	4,315,921	101,606	60,553	22,173	8,804	193,136
1 北海道	234,256	0	326	0	0	326
2 青 森	92,197	0	3,440	103	0	3,543
3 岩 手	55,039	0	0	0	0	0
4 宮 城	81,564	0	351	0	0	351
5 秋 田	54,962	0	127	0	0	127
6 山 形	30,974	0	0	0	0	0
7 福 島	91,891	0	0	0	963	963
8 茨 城	93,546	0	0	1,463	1,125	2,588
9 栃 木	63,205	0	0	0	0	0
10 群 馬	59,995	0	0	11	65	76
11 埼 玉	128,384	0	12,127	376	92	12,595
12 千 葉	139,521	0	167	1,087	748	2,002
13 東 京	282,756	2,191	0	51	0	2,242
14 神 奈 川	133,993	0	0	0	0	0
15 新 潟	80,435	0	582	1,573	263	2,418
16 富 山	20,622	0	0	0	0	0
17 石 川	30,383	0	0	0	0	0
18 福 井	20,847	0	0	0	0	0
19 山 梨	28,614	0	0	0	0	0
20 長 野	63,220	0	0	117	0	117
21 岐 阜	55,757	730	0	791	279	1,800
22 静 岡	107,498	8,149	3,981	416	0	12,546
23 愛 知	174,045	0	0	904	641	1,545
24 三 重	61,778	9,939	5,577	0	0	15,516
25 滋 賀	40,004	0	0	162	106	268
26 京 都	110,232	8,227	7,932	156	0	16,315
27 大 阪	433,085	54,279	15,755	9,123	351	79,508
28 兵 庫	235,872	0	6,120	0	212	6,332
29 奈 良	64,173	0	234	52	48	334
30 和 歌 山	51,596	0	0	0	0	0
31 鳥 取	28,216	0	0	0	0	0
32 島 根	19,590	4	0	0	0	4
33 岡 山	59,440	0	0	0	0	0
34 広 島	82,031	0	0	0	0	0
35 山 口	48,245	0	0	0	0	0
36 徳 島	28,458	0	0	0	0	0
37 香 川	33,608	0	0	0	0	0
38 愛 媛	85,318	3,080	1,918	455	1,532	6,985
39 高 知	46,825	0	0	345	539	884
40 福 岡	259,533	0	0	0	0	0
41 佐 賀	37,430	0	0	622	1,082	1,704
42 長 崎	69,910	5,685	803	0	0	6,488
43 熊 本	83,721	0	0	1,363	758	2,121
44 大 分	47,781	0	0	0	0	0
45 宮 崎	50,591	0	0	0	0	0
46 鹿 児 島	87,694	1,337	0	0	0	1,337
47 沖 縄	127,086	7,985	1,113	3,003	0	12,101